# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年11月13日 |
| 【会社名】 | 東京産業株式会社 |
| 【英訳名】 | TOKYO SANGYO CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　　浅 田　泰 生 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区大手町二丁目２番１号(新大手町ビル８階) |
| 【電話番号】 | 03(5203局)7690番(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役常務執行役員　管理本部長　田 沢　健 次 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区大手町二丁目２番１号(新大手町ビル８階) |
| 【電話番号】 | 03(5203局)7690番(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役常務執行役員　管理本部長　田 沢　健 次 |
| 【縦覧に供する場所】 | 東京産業株式会社　東海支店<br>(名古屋市中村区名駅三丁目28番12号(大名古屋ビルヂング21階))<br>東京産業株式会社　関西支店<br>(神戸市中央区海岸通３番地(シップ神戸海岸ビル８階))<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町２番１号) |

## 1【提出理由】

当社の有する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じ、また、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第11号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

1．取立不能又は取立遅延債権のおそれ

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第11号に関する事項)

(1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金

当該取引先（以下、「A社」といいます。）については、法的整理等の事実は発生していないため、事業継続への影響等を考慮し、名称等の公表は差し控えさせていただきます。

(2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社が2020年に契約を締結し、EPC事業者として請け負っている再生可能エネルギー発電所建設工事案件（以下、「案件１」といいます。）について、裁判所の判決により、本案件に係る許可に疑義が呈されており、事業計画に重大な不確実性が生じております。また、案件１に関して当社が事業主であるA社に対して有する債権について、2026年９月の支払期日を経過した後も入金を確認できておりません。当社は、A社に支払義務が生じていると認識しておりますが、A社は支払を留保しております。なお、A社は案件１の実施を目的として設立された特別目的会社であります。

当社は、案件１の事業環境、A社との協議状況および今後発生が見込まれる費用等を総合的に勘案し、貸倒引当金および工事損失引当金を計上することといたしました。

なお、貸倒引当金の計上は、現時点における回収可能性に基づく会計上の判断であり、A社による支払留保の主張を認めるものではありません。

(3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

売掛金及び契約資産 3,123百万円

(4) 当該事実が当該提出会社の事業に及ぼす影響

当社は、債権回収不能見込額の全額に相当する3,123百万円を、2027年３月期第２四半期（中間期）決算において、貸倒引当金繰入額として特別損失に計上いたしました。

2．当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号に基づく報告)

(1) 当該事象の発生年月日

2026年11月13日（当社取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

① 再生可能エネルギー発電所建設工事案件（案件１）に係る工事損失引当金の計上

当社は、案件１の整理および対応にあたり、今後発生が見込まれる不可避的な費用を精査した結果、工事損失引当金繰入額1,313百万円を売上原価に計上いたしました。

② 再生可能エネルギー発電所建設工事案件（案件２）に係る工事損失引当金の計上

当社は、2022年に締結した契約に基づき、再生可能エネルギー発電所建設工事（以下、「案件２」といいます。）をEPC事業者として遂行しております。案件２では、当社の発注先（以下、「B社」といいます。）の資金状況が著しく悪化しており、今後、本来B社が負担すべき費用について、同社が負担できない可能性が高まっております。当社は、関係者との協議状況および当社を取り巻く状況等を総合的に勘案し、将来、当該費用を当社が暫定的に負担せざるを得ないこととなる可能性が高いと判断いたしました。また、当社は仮に当該費用を負担した場合、B社への回収を行う意向ですが、同社の資金状況に鑑み、回収不能となる可能性が高いと判断しております。このため、工事損失引当金繰入額960百万円を売上原価に計上いたしました。

**③ 再生可能エネルギー発電所建設工事案件（案件３）に係る保証履行損失の計上**

**当社が2020年に契約を締結し、EPC事業者として請け負い、引渡済の再生可能エネルギー発電所建設工事案件（以下、「案件３」といいます。）において、当社は性能比保証に係る銀行保証状（一覧払い）を発行しておりました。案件３では、事業主（以下、「Ｃ社」といいます。）の責任によるものと当社が認識している事象により、性能比保証値を達成できない状況となりました。当社はＣ社との協議を継続しておりますが、銀行保証状に基づく履行請求を受け、2026年10月に支払いを行いました。**

**本件の支払金は、契約上、保証債務等に関連してＣ社において管理されることとなります。なお、当該資金の最終的な帰属は、今後の協議その他の手続きの結果により決定される見込みです。しかしながら、現時点において当社とＣ社の見解には大きな隔たりがあることから、銀行保証状に基づく履行請求額719百万円を保証履行損失として特別損失に計上いたしました。**

**(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額**

**当該事象により、2027年３月期第２四半期（中間期）個別決算及び連結決算において、工事損失引当金繰入額2,273百万円を売上原価として計上し、保証履行損失719百万円を特別損失として計上いたしました。**